

ケアプラン点検について

ケアプラン点検の概要

茅ヶ崎市では、市内の居宅介護支援事業所等を対象に関係書類の点検を実施しています。毎年上半期（8月～9月頃）・下半期（12月～1月頃）の2回実施しており、点検対象となった事業所には個別に文書にてお知らせしています。

また、点検の際、確認事項が生じた場合は事業所へヒアリングを実施し、ヒアリングを含め点検が完了したら、点検結果（改善事項等）を事業所へ通知しています。

ケアプラン点検の目的

介護を必要とする高齢者等の自立支援を目的とし、介護支援専門員に対し、要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認し、及び助言することで、介護支援専門員がアセスメントを振り返るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図ることを目的としています。

提出書類

- 第1表 居宅サービス計画書（1）
- 第2表 居宅サービス計画書（2）
- 第3表 週間サービス計画表
- 第4表 サービス担当者会議の要点
 - ※「対象期間内」に開催していない場合は直近に開催したもの。
- サービス担当者会議の欠席者への照会内容
 - ※「対象期間内」に照会していない場合は直近に照会したもの。
- 第5表 居宅介護支援経過
- 第6表 サービス利用票（実績が記載されたもの）
- 第7表 サービス利用票別表
- 上記、第1表～3表、第6表及び第7表の作成のための課題分析の状況（アセスメント）がわかるもの及びフェイスシート
- 居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を記録したもの
- 医療サービスや加算等、算定するために必要とされている書類

上記提出書類は、対象者が要介護者の場合の例となります。